

安衛相談 6/25 製造業 (200 名)

問	<p>事業場の規模を判断するときの「常時使用する労働者の数」はどのように数えるのでしょうか。当社は、従業員が 200 名の製造業です。衛生管理者は 2 名います。従業員数には、派遣労働者が数名含まれています。</p> <p>衛生管理者の選任数の要件となっている「常時使用する労働者の数」には、派遣労働者やパートなど短時間労働者も含まれるのでしょうか。</p>
答	<p>事業場の規模を判断するときの「常時使用する労働者の数」は、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数をいいます。</p> <p>これは、事業場の規模を「常態として何人雇っているか」によって見るものであるため、短時間労働者も短期雇用労働者も含めてすべての労働者を数えなければなりません。</p> <p>仮に正社員は 2 人だけであったとしても、短期アルバイトを常に 8 人以上雇用している場合、毎日の顔ぶれは変わったとしても、常態として 10 名雇っていることとなります。</p> <p>派遣労働者についても、事業場規模の算定に当たっては、派遣先の事業場及び派遣元の事業場の双方について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出するものとされています。ただし、安全管理者と安全委員会については選任・設置義務が派遣先事業場のみに課せられていますので、派遣先の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて算出します。</p>

(参考)

事業場の規模を判断するときの「常時使用する労働者の数」に対して、健康診断を実施すべき「常時使用する労働者」は、常時フルタイムで勤務しているということではなく、継続して労働契約が存する労働者であることを意味しています。

勤務時間、勤務日数、雇用保険の加入の有無、社会保険の加入の有無、勤続年数などは「常時」を判断するに当たっては、特に関係なく、雇用関係が継続しているか否かで判断することになります。常時とは、常時フルタイムで勤務しているということではなく、継続して労働契約が存することを意味しています。

労働安全衛生規則第 4 4 条「事業者は、常時使用する労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない」(一部略)等に個々の労働者が適用対象となるか否かについては、行政通達(平成 19 年 10 月 1 日基発第 1001016 号)により、次の要件(1)と(2)のいずれも満たす場合に「常時使用する労働者」として扱うことが示されている。

(1) 次のいずれかに該当する者

- a 期間の定めのない契約により使用されている
 - b 1 年以上使用されることが予定されている
 - c 更新により 1 年以上使用されている、のいずれかに該当する者
- ※特定業務従事者は、b・c の「1 年」を「6 か月」に読み替える

(2) 所定労働時間数が通常の労働者の 4 分の 3 以上である者

すなわち、労働者それぞれの雇用条件によって適用の有無が定まることになっています。常時とは、常時フルタイムで勤務しているということではなく、継続して労働契約が存することを意味しています。